

前橋市中小企業採用力向上サポート事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

前橋市中小企業採用力向上サポート事業委託業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本市の社会動態は、平成25年以降、転入者が転出者を上回っており、社会増（転入超過）へと転換している一方、年齢階級別純移動数を見てみると、男女共に若い世代（15～29歳）の転出が顕著となっています。これは、高校を卒業し大学等に進学するタイミング及び大学等を卒業し就職するタイミングの2つの時点で、県外に転出しているものと解されます。

また、新卒採用市場においては、有効求人倍率の復調、就職活動の早期化など、人材確保の競争が激しさを増しており、人手不足の悩みを抱える市内中小企業にとって、採用活動でいかに人材を確保し、かつ職場に定着させられるかが課題となっています。

本市では、ジョブセンターまえばしにおける総合的就職支援、地元企業や高校等と連携した進学相談と体験型の合同企業説明会の融合による学びと仕事のつながりや広がりを知る場の提供など、主に若者や子育て世代をターゲットにした地元就職支援を進めてきましたが、これらに加え、市内中小企業の採用力向上を支援する取組として、求める人材の発掘につながるセミナーや専門家によるインターンシッププログラム構築の伴走支援を実施し、若い世代の市内就職促進につなげることを目的として事業公募を行います。

2 業務内容

(1) 業務名 前橋市中小企業採用力向上サポート事業委託業務

(2) 業務内容

市内中小企業の採用力向上を支援するため、最新の採用市場の動向等に関するセミナーを開催すること。

さらに、求める人材の発掘や動機付けなどにつなげてもらうため、より実効性のあるインターンシッププログラム構築に向けた伴走支援として、専門家によるコンサルティング支援を行うこと。

- ① 採用意欲や取組意欲の高い企業を支援対象とするため、最新の採用市場やインターンシップコンテンツ設計のポイントなどに関するセミナーの開催を行う。
- ② より多くの企業の関心を高め参加につながるよう、事業周知の広告作成やDM配信などを行う。
- ③ セミナーの参加対象企業は、前橋市内に本社・本店があり、勤務地が前橋市内の新規学卒者向けの求人を出している、又は出す予定がある市内中小企業等とし、コンサルティングの支援対象企業は、セミナー参加企業のうち5社以上とする。
- ④ 支援企業の選定に当たっては、支援を希望する企業ごとに①の内容を踏まえた実施

計画書を作成・提出させ、市と協議の上で決定する。

- ⑤ コンサルティングの実施期間は、令和8年3月13日までとし、複数回実施する。
- ⑥ コンサルティングは、実施効果が見込める適切な専門家を手配し、集合型のほか企業ごとに個別の支援を行う。
- ⑦ コンサルティング実施後には、都度、定例報告書を作成し、市に提出する。ただし、簡易な相談などは、直近の定例報告書と併せて報告する。
- ⑧ コンサルティング終了後、支援企業を対象としたアンケート等を実施する。
- ⑨ コンサルティング終了後であっても支援企業から求めがあれば、契約期間終了までの間、委託業務内容の範囲内で相談に応じる。

(3) 経費

本事業の対象とする経費は、人件費、旅費、会場費、謝金、物品購入費、印刷製本費など、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。

(4) 成果報告

事業完了後、事業完了報告書を作成し、委託業務で使用した資料等と共に市へ提出する。

- ① 事業完了報告書（紙及び電子データによる納品）
- ② 委託業務で使用した資料等（同上）

3 予算額

3, 4 4 1, 9 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結時から令和8年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 令和6・7年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に「(大分類) 研修講習(小分類) 研修・講習」が含まれていること。または、法人税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去に中小企業の採用力向上支援業務及びそれに類する業務を国又は地方公共団体等から受注した契約実績があること。

6 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表	令和7年6月5日（木）
質問受付期間	令和7年6月5日（木）～6月18日（水） ※6月23日（月）までに随時回答
提出書類受付期間	令和7年6月23日（月）～30日（月）必着
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年7月7日（月）予定
審査結果通知書の発送	令和7年7月11日（金）予定
契約締結、業務開始	令和7年7月18日（金）予定

7 質問受付及び回答

本実施要領の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	令和7年6月5日（木）から6月18日（水）まで
質問様式	様式3
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和7年6月23日（月）までに随時、前橋市HPに掲載します。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件名は「採用力向上プロポーザルに関する質問」としてください。 ・ 定められた様式以外での質問は行わないでください。 ・ 電子メール以外での質問は行わないでください。 ・ 説明会は実施しません。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書等を提出してください。

- (1) 応募申込について
- ① 受付期間 令和7年6月23日（月）から6月30日（月）午後5時まで（必着）
 - ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）
- (2) 提出書類について
- ① 応募申請書（様式1）…1部
 - ② 業務実施体制申告書（様式2）…5部

③ 企画提案書… 5部

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。

※審査は事業者名を伏せて実施しますので、提案書内には事業者名等の特定でき得る情報は入れないでください。なお、該当する情報が見受けられた場合は、審査前に市で黒塗り等の対応をすることがあります。

④ 見積書（任意様式）… 5部

※総額だけでなく、経費の内訳がわかるように記載してください。

【入札参加資格のない者】

⑤ 法人登記簿謄本、直近の収支決算書、本社所在地の完納証明書…各1部

(3) 提出書類の取扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用する、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 日 時

令和7年7月7日（月）予定

※提出された書類に基づくプレゼンテーション・質疑により候補者を選出します。

※各事業者15分のプレゼンテーション、10分の質疑応答を予定します。

※応募申請書等に記載の連絡先にメール又は電話で、実施場所及び予定時刻をお伝えします。なお、予定時刻に遅れた場合は、遅れた時間を持ち時間から除くこととします。

※説明者は1社2人までとします。

※プレゼンテーションを実施していただく際は、資料や名札等で参加事業者名が特定されないような配慮をお願いします。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 選定基準

① 実現性・実行体制

類似業務の経験、実績が豊富で、提案内容が市担当課と連携・意思疎通を図りながら、スケジュール感を持って進捗できる体制がとられているか。

② 企画力

本実施要領で提示した業務内容を理解するとともに、ターゲットを捉えた独自性のある企画提案となっているか。

③ 費用対効果・効率性

委託費用に対するセミナーの規模・周知方法、コンサルティングの実施回数など、効果・効率性及びコストパフォーマンスが高いものであるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 選定結果の通知及び公表

令和7年7月11日（金）予定

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、前橋市ホームページにおいて公表します。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。

11 その他

実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 業務実施体制申告書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 辞退届（様式4）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係
担当 矢村

電話番号 027-898-6985

Email kougyou@city.maebashi.gunma.jp